

独立行政法人農畜産業振興機構法案参照条文

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）抄

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

（名称）

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（事務所）

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 （略）

（財産的基礎）

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

（独立行政法人評価委員会）

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

（役員）

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員 of 名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。
(役員 of 職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員 of 職務及び権限は、個別法で定める。

4・5 (略)

(役員 of 任期)

第二十一条 役員 of 任期は、個別法で定める。ただし、補欠 of 役員 of 任期は、前任者 of 残任期間とする。

2 (略)

(業務 of 範囲)

第二十七条 各独立行政法人 of 業務 of 範囲は、個別法で定める。

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下 of 期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標 of 期間(前項 of 期間 of 範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 業務運営 of 効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務 of 質 of 向上に関する事項

四 財務内容 of 改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 (略)

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項 of 指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣 of 認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営 of 効率化に関する目標を達成するため of べき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務 of 質 of 向上に関する目標を達成するため of べき措置

三 予算(人件費 of 見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3) 5 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 (略)

2) 4 (略)

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）

第一章 総則

(目的)

第一条 農畜産業振興事業団は、主要な畜産物について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における価格の安定に必要な業務を行うとともに、砂糖の価格調整に必要な業務を行うほか、あわせて乳業者等の経営に要する資金の調達の円滑化、畜産の振興に資するための事業に対する助成、生系の輸入に係る調整等に必要業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により出資があつたものとされた金額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資)

第五条 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

一 乳業者(畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)第五条第一項の乳業者をいう。次号及び第三号において同じ。)

二 乳業者が組織する中小企業等協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合連合会

四 生乳生産者団体(畜産物の価格安定等に関する法律第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。)

五 養蚕業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会

六 製糸業者(器械生糸製造業又は器械玉糸製造業を営む者に限る。次号において同じ。)

七 製糸業者が直接又は間接の構成員となつている商工組合、商工組合連合会又は中小企業等協同組合

第六条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(出資証券)

第七条 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第九条 政府以外の出資者(以下第四十七条までにおいて単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる

地位を失うことができる。

(持分の譲渡し)

第十条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第五条第一号から第四号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

4 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第十一条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十二条 事業団でない者は、農畜産業振興事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十四条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事十五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第十六条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十七条 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十九条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十一条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外に行為する権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十三条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第二十四条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

第二十五条 運営審議会は、委員五十人以内で組織する。

2 委員は、出資者（法人にあつては、その代表者）及び事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受け

て、理事長が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十七条第一項ただし書及び第二項並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。
(役員等の秘密保持義務)

第二十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 畜産物の価格安定等に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 指定乳製品及び指定食肉(輸入に係る指定食肉を除く。)の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

ハ 生乳生産者団体の申出により、畜産物の価格安定等に関する法律第六条第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画について、その委託に関するあつせんを行うこと。

ニ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定等に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について助成をすること。

二 畜産物の価格安定等に関する法律第十三条の規定により、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

三 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の経営若しくは技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるもの(以下「指定助成対象事業」という。)についてその経費を補助し、又は指定助成対象事業に出資すること。

四 生系の輸入に係る調整等に関する法律(昭和二十六年法律第三百十号)の規定による生系の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生系の輸入、生系の輸入に係る調整等に関する法律第三条第一項に規定する輸入によって保有する生系の売渡し又は買換え並びに同法第七条第一項に規定する輸入申告に係る生系の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ イの業務に伴う生系の保管を行うこと。

五 砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)の規定により次の業務を行うこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 異性化糖等（砂糖の価格調整に関する法律第十一条第二項に規定する異性化糖等をいう。）の買入れ及び売戻しを行うこと。

ハ 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。

六 主要な畜産物、繭、生糸並びに砂糖及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、第三十九条第一項に規定する蚕糸業振興資金を財源として、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 飲用牛乳、乳製品、食肉、鶏卵その他政令で定める主要な畜産物の需要の増進に関する業務を行うこと。

二 生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行うこと。

4 事業団は、第二項又は前項第二号の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

（業務の委託）

第二十九条 事業団は、次の各号に規定する業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができる。

一 前条第一項第一号イの業務（買入れ、交換及び売渡しの決定を除く。）については、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する者

二 前条第一項第二号の業務（債務の保証の決定を除く。）については、銀行、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会、商工組合中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関

三 前条第一項第三号の業務（補助金の交付及び出資の決定を除く。）については、都道府県その他農林水産大臣の指定する者

四 前条第一項第四号イの生糸の輸入に関する業務については、輸入業者

2 前項第一号から第三号までに掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

（業務方法書）

第三十条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書を出資者に送付しなければならない。

第四章 財務及び会計

（区分経理）

第三十一条 事業団は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十八条第一項第一号の業務、同項第六号の業務（主要な畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項第一号の業務

二 第二十八条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務

三 第二十八条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

四 第二十八条第一項第四号の業務、同項第六号の業務（繭及び生糸に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項第二号の業務

五 第二十八条第一項第五号の業務、同項第六号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

2 次の各号に掲げる金額に係る経理は、それぞれ当該各号に定める勘定において行うものとする。

一 附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額（次号の金額を除く。） 前項第一号の業務に係る勘定

二 附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額のうち、同条第一項の規定による承継の際附則第十九条の規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律第四十八条第二項の規定により同法第三十八条第一項第五号の業務に係る同法第四

十八条第一項の特別の勘定において経理を行っている金額 前項第二号の業務に係る勘定

三 第五条第一号から第四号までに掲げる者が出資する金額 前項第二号の業務に係る勘定

四 附則第七条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額及び第五条第五号から第七号までに掲げる者が出資する金額 前項第四号の業務に係る勘定

（事業年度）

第三十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第三十三条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定又は同項第四号の業務に係る勘定に関し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類を、それぞれ、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者又は同条第五号から第七号までに掲げる出資者に送付しなければならない。

（財務諸表等）

第三十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出してその承認を受けるとともに、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定又は同項第四号の業務に係る勘定に係る財務諸表を、それぞれ、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者又は同条第五号から第七号までに掲げる出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出し、又は出資者に送付するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び

予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十六条 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団が第三十一条第一項第一号から第三号までの業務に係る勘定の負担においてする第一項の長期借入金又は短期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(交付金の交付)

第三十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第二十八条第一項第三号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、砂糖の価格調整に関する法律第十九条の交付金(同法第二十一条第二項第二号に掲げる額が政令で定めるところにより同法第三条第二項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖の価格に換算した額に満たない額である場合には、同号に掲げる額と当該換算した額との差額に係る部分を除く。)に相当する金額を交付するものとする。

(畜産助成資金)

第三十八条 事業団は、前条第一項の規定により交付を受けた交付金を第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用によって生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2 前項の資金は、第四十一条の規定により運用する場合のほか、第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用

し、又は使用することができる。

(蚕糸業振興資金)

第三十九条 事業団は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定に、蚕糸業振興資金を置くことができる。

2 事業団は、蚕糸業振興資金に係る経理については、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、生糸の輸入に係る調整等に関する法律第七条第一項の規定による売渡し及び同法第九条第一項の規定による売戻しの対価の差額を蚕糸業振興資金に充てるものとする。

4 事業団は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余の額があるときは、同項の規定にかかわらず、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えない額を蚕糸業振興資金に充てることができる。

5 蚕糸業振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、蚕糸業振興資金に充てるものとする。

6 蚕糸業振興資金は、第四十一条の規定により運用する場合のほか、第二十八条第二項の業務に必要な経費に充てる場合並びに生糸の輸入に係る調整等に関する法律第七条第一項の規定による買入れ及び同法第九条第一項の規定による売戻しの業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(余裕金の運用)

第四十一条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第四十三条 事業団が第二十八条第一項第三号の業務として交付する補助金については、事業団を国とみなし、当該補助金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。)を準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「農畜産業振興事業団」と、「各省各庁の長」とあるのは「農畜産業振興事業団の理事長」と読み替えるものとする。

(農林水産省令への委任)

第四十四条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十五条 事業団は、農林水産大臣が監督する。

2 農林水産大臣は、この法律、畜産物の価格安定等に関する法律、生系の輸入に係る調整等に関する法律又は砂糖の価格調整に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 農林水産大臣は、この法律、畜産物の価格安定等に関する法律、生系の輸入に係る調整等に関する法律第七条第一項又は砂糖の価格調整に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十九条第一項の規定により委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(出資者に対する通知又は催告)

第四十七条 事業団が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第四十八条 事業団は、第三十四条第三項に規定する書類のほか、業務方法書及び出資者名簿を各事務所において備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、第三十一条第一項第二号の業務に係る出資及び同項第四号の業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の金額

三 その他政令で定める事項

3 出資者及び事業団の債権者(事業団が保証契約を締結している金融機関を含む。)は、第三十四条第三項に規定する書類及び第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十九条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第五十条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十八条第四項、第三十条第一項、第三十三条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項第一号二若しくは第三号、第三十条第二項又は第四十四条の規定により農林水産省令を定めようとするとき。

三 第三十四条第一項又は第四十二条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十九条第一項第二号又は第四十一条第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第五十一条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律により出資者に書類の送付をしなければならない場合において、その書類の送付をしなかったとき。

三 第八条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。

四 第八条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十一条第一項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

六 第二十八条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

七 第三十八条第二項の規定に違反して、同条第一項の資金を運用し、又は使用したとき。

八 第三十九条第六項の規定に違反して、蚕糸業振興資金を運用し、又は使用したとき。

九 第四十一条の規定に違反して、業務上の余剰金を運用したとき。

十 第四十五条第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

十一 第四十八条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第四十八条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに同項の書類の閲覧を拒んだとき。

第五十四条 第十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(業務の特例)

第十一条 事業団は、当分の間、第二十八条第一項から第三項までに規定する業務のほか、附則第十三条第一項に規定する砂糖生産振興資金を財源として、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 事業団は、前項の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 第五十条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

4 第一項の規定により事業団の業務が行われる場合には、第三十一条第一項第五号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第十一条第一項の業務」と、第五十三条第六号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで及び附則第十一条第一項」とする。

（区分経理の特例）

第十二条 事業団は、当分の間、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額の百分の八十に相当する額を超えない額を第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

2 第五十条の規定は、前項の承認をしようとする場合に準用する。

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三三号）抄

（法人格）

第十一条 野菜供給安定基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（住所）

第十二条 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第十三条 基金は、その名称中に野菜供給安定基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に野菜供給安定基金という文字を用いてはならない。

（登記）

第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第十四条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条の規定は、基金について準用する。

（出荷団体及び生産者の登録）

第十六条（略）

一 農業協同組合

二 農業協同組合連合会

三 事業協同組合

四 協同組合連合会

五 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となつてゐる法人その他の団体

2 4 (略)

(業務方法書)

第十七条 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(負担金)

第十八条 基金は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第一項第一号の生産者補給交付金若しくは生産者補給金又は同項第二号の交付金(以下「生産者補給交付金等」という。)の交付に充てるため、登録出荷団体又は登録生産者から負担金を徴することができる。

(資金)

第十九条 基金は、前条の負担金並びに登録出荷団体及び登録生産者以外の者から生産者補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を、生産者補給交付金等の交付に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。

一 銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

二 国債、地方債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(発起人)

第二十五条 基金を設立するには、野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。(設立の認可)

第二十六条 発起人は、定款及び事業計画を農林水産大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行われ、野菜の供給の安定並びにその流通及び消費の合理化に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 定款又は事業計画に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 他の基金が既に成立しているとき。

第二十七条 農林水産大臣は、前条第二項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、第三十三条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第二十八条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事長となるべき者に引き

継がなければならない。

(成立の時期)

第二十九条 基金は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

(定款)

第三十条 基金の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する規定
- 五 評議員会に関する規定
- 六 業務及びその執行に関する規定
- 七 出荷団体及び生産者の登録に関する規定
- 八 財務及び会計並びに資産に関する規定
- 九 定款の変更に関する規定
- 十 公告の方法

2 基金の定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第三十一条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事十人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第三十二条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第三十三条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第三十四条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第三十五条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第三十六条 役員（非常勤の理事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十七条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十八条 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第三十九条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第四十条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業年度)

第四十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成し

た決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の準備金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により取り崩し、又は第十九条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

(借入金)

第四十五条 基金は、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十六条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林水産省令への委任)

第四十七条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(監督)

第四十九条 基金は、農林水産大臣が監督する。

2 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解散)

第五十二条 基金の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第五十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十五条第二項、第十七条第二項又は第四十七条の農林水産省令を定めようとするとき。

二 第十七条第一項又は第四十二条の認可をしようとするとき。

三 第四十三条第一項又は第四十六条の承認をしようとするとき。

第五十四条から第五十八条まで 削除

(勸告)

第五十九条 農林水産大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、対象野菜の出荷の安定を図るため必要があるときは、当該対象野菜を出荷する者に対し、その合理的かつ計画的な出荷に関し必要な勧告をすることができる。

(報告の徴収)

第六十条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定野菜の生産若しくは出荷の事業を行う者又はこれらの者の組織する団体から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴収することができる。

(権限の委任)

第六十一条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号） 抄

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第六条 生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）は、原料乳の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する原料乳を原料とする指定乳製品の生産（他に委託する生産を含む。）に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 次の各号の一に該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

一 乳業者

二 乳業者が組織する中小企業等協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合連合会

四 生乳生産者団体

3 指定食肉に係る家畜の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、指定食肉の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する家畜（

当該団体の委託を受けて生産するものを含む。)に係る指定食肉の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

4 鶏卵その他原料乳、指定乳製品及び指定食肉以外の主要な畜産物であつて政令で定めるもの(以下「鶏卵等」という。)の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、鶏卵等の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する鶏卵等の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

5 農林水産大臣は、前四項の計画が農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

6・7 (略)

8 農林水産大臣は、第一項の指定乳製品の生産の委託について模範契約例を定めることができる。

第十条 (略)

一・二 (略)

三 その他農林水産省令で定める場合

(買入れ又は売渡しをしない場合)

第十一条 (略)

一 第七条第一項の申込みをした者(生乳生産者団体を除く。)について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買入れ又は買入れれるおそれがあると認めるとき。

二 第七条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

三 第九条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

四 第九条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。

五 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(報告及び検査)

第十五条 農林水産大臣は、原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、その限度において、これらの生産者(指定食肉に係る家畜の生産者を含む。)、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。))に対し、必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

民法（民法第一編第二編第三編）（明治二十九年法律第八十九号）抄

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）抄

（国内産糖合理化目標価格）

第三条（略）

2 国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の目標生産費を基準とし、政令で定めるところにより粗糖の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）に換算して、定めるものとする。

3 5（略）

（輸入に係る指定糖の買入れの価格）

第七条（略）

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、その輸入申告の時について適用される平均輸入価格（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二 当該指定糖が砂糖と砂糖以外の糖とを混合した糖（以下「混合糖」という。）である場合にあつては、次のイに掲げる額に次の口に掲げる額を加えて得た額

イ その輸入申告の時について適用される平均輸入価格に砂糖含有率（混合糖に含まれる砂糖の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ その輸入申告の時について適用される平均輸入価格に当該混合糖に含まれる砂糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、粗糖と当該砂糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該砂糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

（輸入に係る指定糖の売戻しの価格）

第九条（略）

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率（以下この条において「指定糖調整率」という。）を乗じて得た額から次のハに掲げる額（その

額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額（を控除して得た額）を加えて得た額
イ 国内産糖合理化目標価格（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該国内産糖合理化目標価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ 第七条第一号に掲げる額

八 当該輸入申告の時に適用される農林水産大臣の定める額（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二 当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る指定糖調整率を乗じて得た額から次のハに掲げる額（その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第七条第二号ロに掲げる額を加えて得た額

イ 国内産糖合理化目標価格に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ 第七条第二号イに掲げる額

ハ 前号ハの農林水産大臣の定める額に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

2 指定糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。

一 当該年度の前年度における国内産糖の製造数量を基準とし当該年度におけるその見込数量を参酌して定めた国内産糖の推定製造数量
二 当該年度の前年度における輸入に係る砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。以下同じ。）の数量及び国内産糖の製造数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた輸入に係る砂糖及び国内産糖の推定総供給数量

3 (略)

一 その適用期間の属する砂糖年度の前年度における異性化糖の製造数量及び輸入数量（輸入に係る混合異性化糖（異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に含まれる異性化糖の数量を含む。）を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた異性化糖（輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。）の推定供給数量を、政令で定めるところにより標準異性化糖（農林水産省令で定める規格の異性化糖に含まれる固形分としての糖をいう。以下同じ。）の数量に換算した数量（第十二条第一項及び第十五条第三項において「標準異性化糖推定供給数量」という。）

二 その適用期間の属する砂糖年度における前項第二号に掲げる数量

三 その適用期間における第十一条第一項の異性化糖調整基準価格と第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格（当該異性化糖の平均供給価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整基準価格）との差額に、その適用期間の属する砂糖年度に係る第十五条第一項の異性化糖調整率を乗じて得た額

4 第三条第五項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から第四項までの規定は第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額につい

て、それぞれ、準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十一条第一項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第三項」と、「政令で定める期間」とあるのは「第十二条第一項の期間」と読み替えるものとする。

(異性化糖等の事業団への売渡し)

第十一条 (略)

2 (略)

一 当該輸入申告に係る異性化糖等が関税率法第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合

二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格を超える場合

3 異性化糖調整基準価格は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めなければならない。

4 異性化糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により国内産糖合理化目標価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。

5 農林水産大臣は、異性化糖調整基準価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

6 { 9 (略)

10 異性化糖製造者が異性化糖の製造場において行う次の行為は、製造した異性化糖のその製造場からの移出とみなす。

一 製造した異性化糖と当該異性化糖以外の物とを混合すること。

二 製造した異性化糖を消費すること。

11 異性化糖製造者が異性化糖の製造を廃止する場合において、製造した異性化糖がその製造場に現存するときは、当該異性化糖製造者が

その製造を廃止する日に当該異性化糖を当該製造場から移出するものとみなす。

12 第五条第三項の規定は、第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十一条第八項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第七十条第一項」と読み替えるものとする。

(異性化糖等の買入れの価格)

第十三条 (略)

2 (略)

一 輸入異性化糖 その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省

令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

二 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額

イ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率(混合異性化糖に含まれる異性化糖の割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水

産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

ロ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、標準異性化糖と当該異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

(異性化糖等の売戻し)

第十四条 (略)

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による異性化糖等の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡し」と、「その売渡しに係る指定糖」とあるのは「その売渡しに係る異性化糖等」と、同条第三項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡し」と読み替えるものとする。

(異性化糖等の売戻しの価格)

第十五条 (略)

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「異性化糖調整率」という。)を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額

イ 異性化糖調整基準価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

ロ 当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。

次号において同じ。)

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 前号イに掲げる額

ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第十三条第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 異性化糖調整基準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額(当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

口 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

2 (略)

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額が次の口に掲げる額を超える場合 次の口に掲げる額

イ 前項第一号に掲げる額

口 当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額が次の口に掲げる額を超える場合 次の口に掲げる額

イ 前項第二号に掲げる額

口 当該輸入異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次の口に掲げる額を超える場合 次の口に掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額

口 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）に第十三条第二項第二号口に掲げる額を加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

3 異性化糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、当該年度における第九条第二項第一号に掲げる数量を当該年度における同項第二号に掲げる数量と標準異性化糖推定供給数量に砂糖の価格形成に及ぼす異性化糖の影響の程度を示すものとして政令で定めるところにより算出される数を乗じて得た数量との合計数量で除して得た数に当該算出される数を乗じて得た数を限度として、定めるものとする。

4 第三条第五項の規定は、異性化糖調整率について準用する。

(交付金の金額)

第二十一条 第十九条の交付金の金額は、地域内国内産糖製造事業者ごとに、次項の規定により定められる交付金の単価に、農林水産省令で定める期間内に当該地域内国内産糖製造事業者が製造した国内産糖の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 (略)

一 その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置法第十八条第一項の規定による甘味資

源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して算出される額
二 (略)

3 交付金の単価は、砂糖年度ごとに、国内産糖の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

4 前条第三項の規定は、交付金の単価について準用する。

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第二十二條 (略)

2 農林水産大臣は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、遅滞なく、同項の指示を取り消すとともに、その旨を告示するものとする。

第二十三條 (略)

2 (略)

3 第一項の農林水産大臣が定める額は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めて告示するものとする。

第二十四條 (略)

一 国内産異性化糖 政令で定めるところにより異性化糖(輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市価及び交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して標準異性化糖につき当該超える数量に係る国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。)

二 輸入異性化糖 当該超える数量に係る輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の農林水産大臣が定める額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖 当該超える数量に係る輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る第一号の農林水産大臣が定める額に異性化糖含有率を乗じて得た額(当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

2 前条第二項の規定は前項に規定する農林水産大臣の通知について、同条第三項の規定は前項の農林水産大臣が定める額について、それぞれ、準用する。

生系の輸入に係る調整等に関する法律(昭和二十六年法律第三百十号) 抄

第四條 (略)

一 生系需要の増進に資するために新規の用途又は販路に向ける場合その他農林水産省令で定める場合

二 輸入によつて保有する生系の保有期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

2 4 (略)

(輸入によつて保有する生系の売渡しをしない場合)

第五条 (略)

- 一 その売渡しを受ける旨の申込みが農林水産省令で定める荷口を単位としていないとき。
 - 二 その売渡しを受けることが買占めその他による不当の利得を目的として行われると認められるとき。
 - 三 その他農林水産省令で定める相当の理由があるとき。
- (輸入によつて保有する生系の買換え)

第六条 (略)

2 前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行わなければならない。

(輸入に係る生系の売戻しの価格)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の農林水産大臣が定める額は、その適用期間の初日前三日までに、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

第十一条 絹業を営む者又はその団体は、生系を輸入しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その輸入が絹業の健全な発展を通じて生系の需要の増進に資する見地から特に必要なものである旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 (略)

一 その申請に係る生系の輸入により、国内における生系の需給が均衡を失し又は失するおそれがないこと。

二 (略)

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号) 抄

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号) 抄

(外貨債務の保証)

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。)(以下「国際復興開発銀行等」という。)(からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債権)について、予算をもつて定める金額(法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金

額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができ

- 五 日本道路公団
 - 六 首都高速道路公団
 - 七 電源開発株式会社
 - 八 その他政令で定める法人
- 2・3 (略)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）
（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2・3 (略)
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5・6 (略)
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。
 - （補助金等の交付の条件）
- 第七条 (略)
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3・4 (略)
- (実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む

む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（加算金及び延滞金）

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 （略）

（立入検査等）

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（不当干渉等の防止）

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

（不服の申出）

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 （略）

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

（定義）

第二条（略）

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

二 二六（略）

2・3（略）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）抄

（定義）

第二条 この法律において「加工原料乳」とは、指定乳製品その他政令で定める乳製品の原料である生乳であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

2（略）

（農畜産業振興事業団の業務）

第三条（略）

一 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付

二 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」と総称する。）の輸入

三 前号の業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し

四 前号の業務に伴う指定乳製品等の保管

五（略）

六 前各号の業務に附帯する業務

2（略）

（生産者補給交付金の金額）

第十一条 (略)

2 補給金単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

3 第一項の農林水産大臣が定める数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、補給金単価及び第一項の農林水産大臣が定める数量（以下「補給金単価等」という。）を定めるに当たっては、酪農経営の合理化を促進することとなるように配慮するものとする。

5 補給金単価等は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。

6 農林水産大臣は、補給金単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 農林水産大臣は、補給金単価等を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

8 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、補給金単価等を改定することができる。

9 第六項及び第七項の規定は、前項の規定による補給金単価等の改定について準用する。

(生産者補給金の交付)

第十二条 (略)

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

(輸入に係る指定乳製品等の事業団への売渡し)

第十四条 (略)

一 (略)

二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

2.5 (略)

(指定乳製品等の売渡し)

第十六条 (略)

一 (略)

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第十七条 (略)

一・二 (略)

三 その他農林水産省令で定める場合
(売渡しをしない場合)

第十八条 (略)

- 一 第十六条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 二 第十六条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 三 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(法の適用)

第二十条 法第三条から第五条まで及び第七条から第十二条までの規定は、法第二条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2・3 (略)

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号) 抄

(農畜産業振興事業団の業務)

第三条 (略)

- 一 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
- 二 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- 三 前二号の業務に附帯する業務

2 (略)

(生産者補給交付金等の交付)

第六条 (略)

2 (略)

3 都道府県は、指定協会に対し、その生産者積立金の一部に充てるため、生産者積立助成金を交付することができる。
(肉用子牛等対策費の財源)

第十三条 (略)

- 一 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に掲げる牛の肉
 - 二 関稅定率法別表第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二九号の一に掲げる牛のほほ肉及び頭肉
 - 三 関稅定率法別表第一六〇二・五〇号の二の(二)のBの(d)の八に掲げる牛の肉及びびくず肉の調製品
- 2 政府は、当該会計年度に要する肉用子牛等対策費に照らして必要があると認められるときは、当該年度の前項に規定する関稅の收入見込額のほか、当該年度の前年度以前で平成三年度以降の各年度の同項に規定する関稅の収納額(当該年度の前年度については、收入見込額)に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成三年度以降の各年度の肉用子牛等対策費の決算額(当該年度の前年

度については、予算額を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の肉用子牛等対策費の財源に充てるものとする。

第十九条（略）

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。